

目次

序	1
1 位置づけ	2
2 役割	4
3 地域の区分と計画対象地域	6
I 都市圏域別都市づくりの基本方針	8
I-1 三浦半島都市圏域	9
1 都市づくりの目標	} ※「I-2 県央都市圏域」～「I-4 県西都市圏域」も同様
2 概況と課題	
3 基本方針	
「環境共生」の方針	
「自立と連携」の方針	
将来都市構造	
I-2 県央都市圏域	20
I-3 湘南都市圏域	31
I-4 県西都市圏域	42
II 各都市圏域に共通する都市づくりの考え方	51
1 集約型都市構造への転換	52
1-1 中心市街地の機能回復	54
1-2 良好な住環境の維持・形成	56
2 産業活力の維持・向上	58
3 環境負荷の少ない都市づくりの推進	60
4 自然と共生した都市づくりの推進	62
5 良好な景観の保全・創造	64
6 安全な市街地の形成	66
7 計画的な社会資本の維持管理と既存ストックの有効活用	68

序

序では、「かながわ都市マスタープラン・地域別計画」（以下「地域別計画」といいます。）の位置づけと役割などを示します。

1 位置づけ

(1) 総合計画における位置づけ

「かながわ都市マスタープラン」は、「総合計画（神奈川力構想・基本構想）」を補完する都市づくりの分野での基幹的な計画であり、「地域別計画」は、「かながわ都市マスタープラン」で示した県土全体の都市づくりの基本方針を踏まえ、2025（平成37）年を展望し、個々の都市計画区域や市町村域を越えた広域的な観点から、地域レベルの都市づくりの方針を示すものです。

(2) 都市計画における位置づけ

都市づくりの主要な施策である都市計画は、県が定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン¹）」と、市町村が定める「市町村の都市計画に関する基本的な方針（市町村マスタープラン²）」の役割分担と連携のもとで推進していきます。

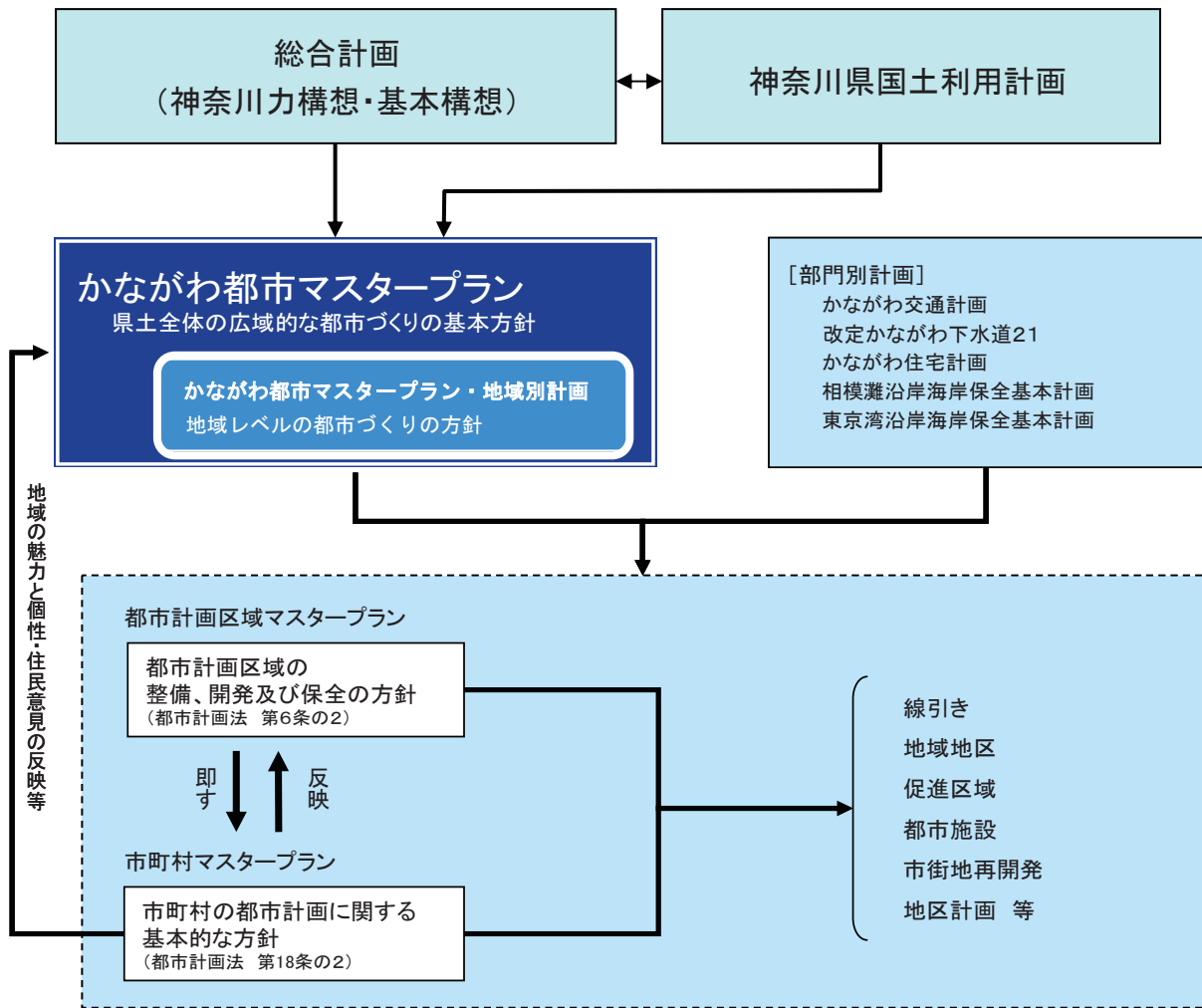
2000（平成12）年5月に改正された都市計画法により、全ての都市計画区域ごとに「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」を策定することが制度化されています。国の技術的な助言である「都市計画運用指針」では、その策定にあたっては、隣接・近接する他の都市計画区域や都市計画区域外の現状及び見通しを勘案することが望ましいとして、例えば、複数の都市計画区域で広域的なマスタープランを策定するなど、広域的な観点を確保する必要があることが示されています。

地域別計画は、都市計画区域を越えた地域レベルの都市づくりの方針を示すものとして、こうした要請に応えるものです。

¹都市計画区域マスタープラン …都市計画法第6条の2に基づいて、県が定める都市計画区域ごとの整備、開発及び保全の方針のこと。本県では31の都市計画区域が指定されている。

²市町村マスタープラン …都市計画法第18条の2に基づいて、市町村が定める都市計画に関する基本的な方針のこと。本県では、都市計画区域が指定されている全市町で市町村マスタープランが策定されている。

「地域別計画」と他計画との関係図



2 役割

(1) 都市計画区域マスタープラン等の基本的な指針

地域別計画では、「かながわ都市マスタープラン」を踏まえながら、都市計画区域や市町村域を越えた地域レベルの都市づくりの方針を示すことで、広域的な観点から、県や市町村間で望ましい将来都市像を共有しながら、都市づくりを推進できるよう、各都市圏域単位で都市づくりの方針を示します。

このように、都市づくり分野の広域的なビジョンを示す地域別計画は、「都市計画区域マスタープラン」や「市町村マスタープラン」を策定（改定）する際の基本的な指針となるものです。

(2) 第3層の都市づくりの誘導

「かながわ都市マスタープラン」では、神奈川の都市構造をP5に示す図のように、多層・多機能型としてとらえ、今後の都市づくりを進めていくこととしています。

この都市構造は、

- ・首都圏全体の国際競争力の向上や地球規模での環境問題への対応、また、広域連携による防災対策など、神奈川だけでは対応しきれない広域的な課題に対して、効果的に政策を進めていく層であり、神奈川県を越えるレベルの第1層
- ・地域コミュニティの維持や地域経済の活性化などの視点に立ち、地域が個性と魅力を生かしつつ、互いに補完しあうことで、自立した都市づくりを進めていく層であり、地域レベルの第3層
- ・第1層と第3層で求められる様々な機能や役割を県土全体で受け止め、神奈川の持つ魅力を生かしながら、将来の望ましい県土・都市像を実現していく層であり、県土レベルの第2層

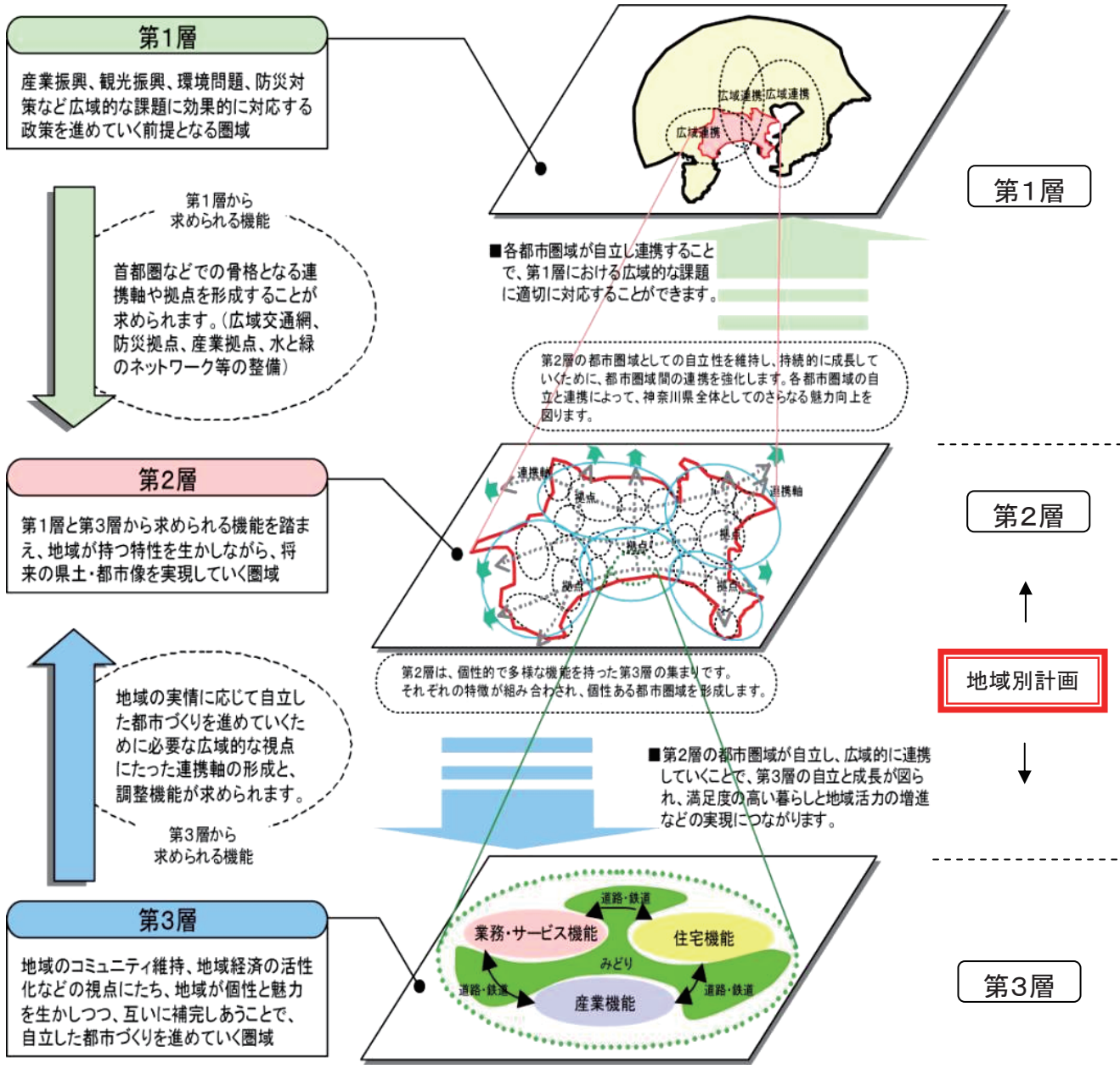
という3つの層で構成されています。

「かながわ都市マスタープラン」では、このような都市構造のとらえ方に基づき、環境と共生した安全で活力ある県土を形成していくため、「環境共生」と「自立と連携」の2つの観点から、県土レベルの第2層における都市づくりの基本方向を示しました。

「地域別計画」は、第3層の都市づくりを主体的に担う市町村が、まちづくり施策や具体の都市計画に反映しやすいように、長期的な視点に立って、今後の都市づくりにおける重要な観点を示すことで、この第3層の都市づくりを誘導する役割があります。

なお、市町村マスタープランなどにこの計画が反映されることで、市町村の施策方針として位置づけられ、都市づくりの取組みや地域で実施される具体の市街地開発事業などが誘導されることとなります。

多層・多機能型都市構造の概念図と「地域別計画」の対象範囲



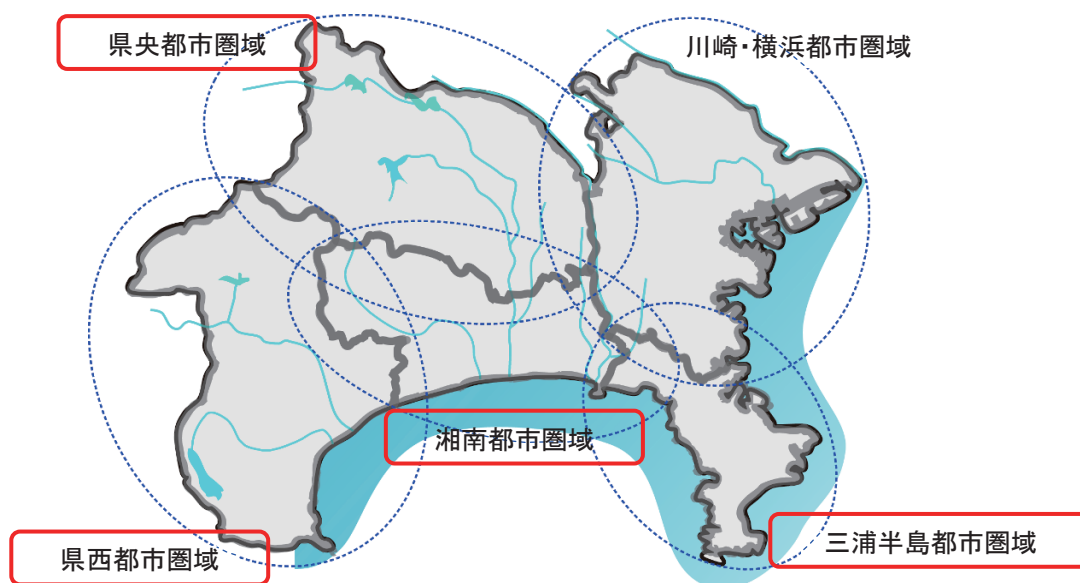
3 地域の区分と計画対象地域

(1) 地域区分の設定

2007（平成19）年7月に策定した総合計画（神奈川力構想・基本構想）では、地域ごとの人口動向や地域特性の違いなどを踏まえ、より一層きめ細かい地域づくりを進めるため、これまでの3つの地域政策圏を見直し、「川崎・横浜地域圏」、「三浦半島地域圏」、「県央地域圏」、「湘南地域圏」、「県西地域圏」の5つの地域政策圏を設定しました。

総合計画を都市づくりの分野で補完する「かながわ都市マスタープラン」では、地形をはじめ、人、モノ、情報の集積と流動状況や地域政策圏などを踏まえ、都市圏域ごとに個性を重視した都市づくりの方針を示すため、「川崎・横浜都市圏域」、「三浦半島都市圏域」、「県央都市圏域」、「湘南都市圏域」、「県西都市圏域」の5つの都市圏域を設定しました。

地域区分(都市圏域図)



(2) 地域別計画の対象とする都市圏域

地域別計画は、5つの都市圏域のうち、「川崎・横浜都市圏域」を除く4つの都市圏域を計画の対象とし、広域的な都市づくりの基本方向などを示します。

「川崎・横浜都市圏域」は、川崎市、横浜市の2つの政令指定都市のみで構成されています。

この都市圏域では、県が定める「都市計画区域マスタープラン」の他に、両市が市域全体を対象とした市町村マスタープランを策定しており、この全市域版を踏まえて、各区別のマスタープランを策定しています。当該都市圏域における広域的な視点からの都市づくりの方針は、「都市計画区域マスタープラン」と両市の市町村マスタープランにより、示されていることから、本計画では対象としないこととします。

なお、「県央都市圏域」には、2010（平成22）年4月から政令指定都市となった相模原市が含まれますが、周辺市町村と一体となって当該都市圏域の都市構造が形成されていることから、本計画の対象とします。